

日本郵便業務委託規約

第1章 総則

(用語の定義)

第1条 日本郵便業務委託規約(以下「本規約」という。)において使用する用語は、本規約において定義するものを除き、法若しくは印紙法又はこれらに基づく法令において使用する用語の例によるほか、次の用語については、それぞれ次の意味で使用する。

用語	意味
当社	日本郵便株式会社
委託業務	第3条第1項に掲げる業務
受託者	当社から委託業務の委託を受けた者
委託契約	本規約に基づく当社と受託者との契約
法	郵便切手類販売所等に関する法律(昭和24年法律第91号)
印紙法	印紙をもつてする歳入金納付に関する法律(昭和23年法律第142号)
マニュアル等	当社が定める郵便切手類販売等マニュアル、ゆうパック引受マニュアルその他取扱手続
郵便切手類	法第1条に規定する郵便切手類(切り離さなければ差し出すことができない郵便葉書その他当社が別に通知するものを除く。)
印紙	法第1条に規定する印紙
販売品	現金封筒その他の当社が販売する物であって、郵便切手類及び印紙以外のもの
郵便切手類等	郵便切手類、印紙又は販売品
買受郵便切手類等	第23条又は第24条の規定により受託者が買い受けた郵便切手類等(第25条又は第26条第1項若しくは第2項の規定による請求により受託者が受領したものを含む。)
郵便約款	当社が定めた郵便約款
郵便料金表	当社が定めた郵便に関する料金に係る料金表
ゆうパック約款	当社が定めたゆうパック約款
ゆうパック	ゆうパック約款の規定を適用する荷物(セキュリティサービス料金若しくは数量割引運賃を適用し、又はあて名変換、代金引換若しくは保冷としたものその他当社が別に通知するものを除く。)
運賃料金表	当社が定めたゆうパック運賃料金表、ゴルフゆうパック運賃料金表、スキーゆうパック運賃料金表及び空港ゆうパック運賃料金表
郵便切手類販売所	法第3条に規定する郵便切手類販売所
印紙売りさばき所	法第3条に規定する印紙売りさばき所

(本規約の適用)

第2条 本規約は、当社から委託業務の委託を受けようとする者及び受託者に適用する。
2 本規約に定めのない事項については、マニュアル等の定めるところによるほか、法、印紙法その他の関係法令又は一般の慣習による。
3 当社は、前二項の規定にかかわらず、法令に反しない範囲で、特約の申込みに応じることがある。この場合において、当社及び受託者は、当該特約の内容を第三者に開示し、又は漏洩してはならない。
4 当社は、法令の改正、郵便約款若しくは郵便料金表の変更、ゆうパック約款若しくは運賃料金表の変更又は総務大臣の命令その他の事由により、必要があると認めるときは、

本規約(マニュアル等を含む。次項において同じ。)を変更することができるものとする。この場合において、変更後の本規約は、当社の指定するウェブサイト上で告知する。

- 前項の告知は、原則として、本規約を変更しようとする日の30日前までにするものとする。
- 前二項の規定は、受託者が当社に対し、本規約の変更に関する資料の提供を求めることを妨げない。

(委託業務の範囲)

第3条 受託者(次項及び第3項に規定するものを除く。)は、当社からの委託に基づき、次の各号に掲げる業務を実施することができるものとする。

- 郵便切手類の販売
 - 印紙の売りさばき
 - 販売品の販売
 - ゆうパックの引受け
 - 前四号に掲げる業務に付随する業務
- 2 受託者のうち、法第2条第2項に規定する印紙の売りさばき人は、当社からの委託に基づき、前項第2号に掲げる業務及びこれに付随する業務を実施するものとする。
- 3 受託者のうち、法第2条第3項に規定する印紙の売りさばき人は、当社からの委託に基づき、第1項第2号に掲げる業務(自動車重量税印紙に係るものに限り。)及びこれに付随する業務を実施するものとする。
- 4 前二項に規定する受託者については、当社からの委託に基づき、第1項第3号及び第4号に掲げる業務並びにこれらに付随する業務を実施することを妨げない。

(遵守事項)

第4条 受託者は、関係法令、本規約及びマニュアル等その他の当社の指示に従い、委託業務を適切に実施するものとする。

- 受託者は、善良な管理者の注意をもって、委託業務を自ら実施しなければならない。

(個人情報等の取扱い)

第5条 受託者は、委託業務に関して知り得た一切の個人情報その他の一切の情報(当該情報の記録媒体を含む。)を第三者に開示し、若しくは漏洩し、又は委託業務以外に使用してはならない。委託契約が終了した後も同様とする。

(知的財産権等の取扱い)

第6条 受託者は、当社の指示による場合に限り、当社の保有する知的財産権その他の権利を取り扱うことができる。

- 前項の場合において、受託者は、善良な管理者の注意をもって同項に規定する権利を取り扱わなければならない。

(権利義務の譲渡等禁止)

第7条 受託者は、委託契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の用に供してはならない。

(再委託の禁止)

第8条 受託者は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。

(損害賠償)

第9条 受託者は、別段の定めによるほか、委託業務の実施に関し、故意又は過失により当社に損害を与えた場合には、これを賠償しなければならない。

第2章 委託業務の受託及び実施等 (委託業務の受託の申込み)

第10条 委託業務を実施しようとする者（以下この条において「受託申込者」という。）は、委託業務の開始を希望する日の30日前までに、次の各号に掲げる事項を記載した書面を契約郵便局等（当社が指定する郵便局その他の当社の事業所をいう。以下同じ。）に提出することにより、委託業務の受託を申し込むものとする。ただし、あらかじめ当社が他の方法による申込みを承認した場合は、この限りでない。

- (1) 受託申込者の氏名（法人にあっては、その商号又は名称及び代表者の氏名。以下同じ。）及び住所（法人にあっては、本店等主たる事業所の住所。以下同じ。）又は居所
 - (2) 委託業務の種類
 - (3) 委託業務を実施する施設（公衆の利用に適する店舗その他これに類するものに限る。）
 - (4) 委託業務を実施する施設を設ける場所
 - (5) 委託業務に係る手数料の振込先金融機関口座（受託申込者又は受託申込者が当該手数料の受領権限を委任した代理人を名義人とするものに限る。）
 - (6) 委託業務の取扱時間及び取扱休止日
 - (7) 委託業務における第23条の規定による買受予定額又は第29条の規定によるゆうパックの引受見込個数
 - (8) 委託業務の開始を希望する日
 - (9) 第20条第1項及び第3項の表明及び確約
 - (10) その他当社の指定する事項
- 2 受託申込者は、次の各号に掲げる書類のうち当社が指定するものを前項の書面に添付するものとする。
- (1) 印鑑登録証明書、住民票(写)その他本人確認のための書類
 - (2) 登記事項証明書、営業許可証その他前項第3号の施設において自己が現に営んでいる事業又は従事している業務を示す書類
 - (3) 自己が営利を目的としない者であることを示す書類
 - (4) 自己が自動車検査登録印紙売りさばき所を設ける法人であることを示す書類
 - (5) その他当社が必要と認める書類
- 3 受託申込者は、あらかじめ本規約の規定に同意したものとみなす。
- 4 委託契約は、第1項の規定による申込みを当社が承諾したときに成立するものとする。この場合において、当社は、第1項各号に掲げる事項その他の委託業務の実施に関する事項について、条件を付することができる。
- 5 当社は、受託者（第3条第1項第1号又は第2号に掲げる業務を受託する者に限る。）を選定するに当たっては、法第2条各項の規定によるほか、当該各項の総務大臣の認可を受けて定める基準に従って、郵便切手類及び印紙の入手に関する地域住民の利便の確保及び経済性等を考慮し、当社が適当と認める場合に限り、前項の承諾をするものとする。
- 6 当社は、第1項の規定による申込みを承諾しなかった場合において、その理由を受託申込者に開示する義務を負わないものとし、受託申込者は、これをあらかじめ承諾したものとみなす。
- 7 前六項の規定は、受託者が第1項第2号から第6号までに掲げる事項の変更の申込みをする場合に準用する。

(氏名等の変更)

第11条 受託者は、氏名又は住所若しくは居所その他の当社の指定する事項を変更したときは、その事実を証明する書類を添えて、直ちにその旨の届書を契約郵便局等に提出しなければならない。

(契約期間及び中途解約)

第12条 委託契約の期間は、第10条第4項の規定により委

託契約が成立した日からその直後の3月の末日までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、委託契約は、前項の規定による期間満了の日の60日前までに、当社及び受託者のいずれからも終了の通知をしないときは、期間満了の日の翌日から起算して1年間なお同一条件で更新されるものとし、以後も同様とする。
- 3 第10条第5項の規定は、前項の規定による委託契約（第3条第1項第1号又は第2号に掲げる業務を受託する受託者に係るものに限る。）の更新について準用する。この場合において、同項中「受託者（第3条第1項第1号又は第2号に掲げる業務を受託する者に限る。）を選定するに当たっては、法第2条各項」とあるのは「法第2条各項」と、「前項の承諾」とあるのは「同項ただし書の規定による委託契約の更新」と読み替えるものとする。
- 4 第1項の規定により、又は第2項の規定による委託契約の更新がなされないことにより、委託契約が終了した場合において、当社及び受託者は、これにより相手方に生じた損害を賠償する責任を負わない。
- 5 第1項及び第2項の規定にかかわらず、当社又は受託者は、解約しようとする日の30日前までに、相手方に対し書面（受託者にあっては、当社所定のものに限る。）により通知することにより、委託契約を解約することができる。この場合において、当該通知をした当事者は、委託契約の解約により相手方に生じた損害を賠償する責任を負わない。
- 6 受託者は、第14条第1項各号に定める委託業務を実施する施設を廃止しようとする場合（第10条第7項の規定により当該施設の変更又は当該施設を設ける場所の変更の申込みをする場合を除く。）には、当該廃止をする日の30日前までに（当該廃止をする日までの期間が30日に満たないときにあっては、直ちに）、書面（当社所定のものに限る。）により当社に通知し、委託契約を解約しなければならない。

(業務用物品)

- 第13条 当社は、第10条第1項の規定による申込みを承諾したときは、委託業務の種類に応じ、次の各号に掲げる物（以下「業務用物品」という。）のうち、必要と認めるものを受託者に譲渡し、又は有償若しくは無償で貸与するものとする。
- (1) 郵便切手類販売所又は印紙売りさばき所を表す標識
 - (2) 郵便料金表
 - (3) ゆうパック約款、運賃料金表及びゆうパックラベル
 - (4) その他当社において委託業務の履行のために必要と認める物
- 2 受託者は、業務用物品に生じた毀損、汚損等により委託業務の実施に支障が生じる場合には、速やかに当社に連絡し、その指示に従う。
- 3 受託者は、委託契約が終了したときは、貸与された業務用物品を当社に返却するものとする。
- 4 受託者は、故意又は過失により、当社から貸与された業務用物品を毀損し、汚染し、又は亡失したことにより当社に損害を与えた場合には、実損額を賠償する。

(委託業務の実施)

- 第14条 受託者は、次の各号に掲げる業務（当該業務に付随する業務を含む。第3項において同じ。）の区分に従い、それぞれ当該各号に定める施設を第10条第1項第4号の場所に設け、当該施設において、対面により当該業務を実施しなければならない。ただし、第1号及び第2号に定める施設は、第3号に定める施設を兼ねることを妨げない。
- (1) 第3条第1項第1号及び第2号に掲げる業務 郵便切手類販売所
 - (2) 第3条第2項又は第3項に規定する業務 印紙売りさばき所

- (3) 第3条第1項第4号に掲げる業務 ゆうパック取扱所(委託契約に基づき当該業務を実施する施設をいう。以下同じ。)
- 2 受託者は、第3条第1項第3号に掲げる業務及びこれに付随する業務を受託した場合には、前項の規定により設けた施設において、対面により当該業務を実施しなければならない。
- 3 受託者は、次条の規定による場合を除き、第1項各号に掲げる業務を当該各号に定める施設を設ける場所以外の場所において実施してはならない。前項の規定により実施する業務も、同様とする。
- 4 受託者は、第1項第1号に定める施設においては郵便料金表を、同項第3号に定める施設(同項ただし書の規定により当該施設を兼ねる施設を含む。)においてはゆうパック約款及び運賃料金表を掲示しなければならない。次条第1項の承認を受けて第1項第1号又は第3号に掲げる業務を実施する施設においても、同様とする。
- 5 前四項に規定するもののほか、委託業務の種類、第1項各号に定める施設及び当該施設を設ける場所並びに委託業務の取扱時間及び取扱休止日その他の委託業務の実施に関する事項については、委託契約で定めるところによる。
- 6 前項の規定にかかわらず、受託者は、第1項各号に定める施設においては、あらかじめ当社の承認を受けた場合には、同項の委託業務の取扱時間以外の時間及び取扱休止日においても、委託業務を実施することができる。

(他の場所における委託業務の実施)

- 第15条 受託者は、前条第1項各号に定める施設を設ける場所以外の場所における委託業務の実施について、あらかじめ委託業務の種類、実施期間、実施施設、取扱時間及び取扱休止日その他当社の指示する事項を記載した書面により契約郵便局等に申し出て、当社の承認を受けた場合には、当該承認の内容に従って、一時的に委託業務を実施することができる。
- 2 当社は、前項の申出があった場合には、当該申出による委託業務の実施が次の各号のいずれにも該当しないものと認めるときに限り、同項の承認をするものとする。
- (1) 公衆の利便を目的としないもの
- (2) 当社又は当社からの委託に基づき委託業務を実施している第三者の業務に著しい影響を与えるおそれのあるもの
- 3 前項の規定にかかわらず、当社は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める場所において第3条第1項に規定する受託者が委託業務(同項第1号、第2号又は第3号に掲げるもの及びこれらに付随するものに限る。)を実施することにつき、第1項の承認をするものとする。
- (1) 当該受託者が駅構内その他各種旅客運送事業の旅客の利便のために待合室その他これに類する場所に郵便切手類販売所を設置している場合 当該旅客運送機関内、乗降場その他当該旅客による購入に便利な場所
- (2) 当該受託者が博覧会、展覧会その他各種行事の行われる会場付近に郵便切手類販売所を設置している場合 当該会場内
- (3) 当該受託者が旅客運送機関内において販売業を営んでいる場合 当該旅客運送機関内
- 4 第2項の規定にかかわらず、当社は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める場所において第3条第3項に規定する受託者が委託業務(同項に掲げるものに限る。)を実施することにつき、第1項の承認をするものとする。
- (1) 運輸支局等の長が当該運輸支局等の所在地以外の場所で自動車の検査を行い、かつ、当該受託者が当該運輸支局等の構内又はその付近に自動車重量税印紙売りさばき所を設置している場合 当該検査を行う場所又はその付近
- (2) 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)の規定により設立された軽自動車検査協会が運輸支局等の所

在地以外の場所で軽自動車の検査を行い、かつ、当該受託者が当該運輸支局等の構内又はその付近に自動車重量税印紙売りさばき所を設置している場合 当該検査を行う場所又はその付近

- 5 前三項の場合において、当社は、必要と認めるときは、委託業務の実施方法その他必要な事項に関し、条件を付することができる。

(委託業務の実施に関する事実の公表)

- 第16条 当社は、委託業務の種類、委託業務を実施する施設並びに委託業務の取扱時間及び取扱休止日その他受託者による委託業務の実施に関する事実を第三者に開示し、又は公表することができる。

(委託業務の実施に関する指示)

- 第17条 当社は、次の各号に掲げる事項に関し、受託者に必要な指示を行うことができるものとする。
- (1) 常備すべき郵便切手類等の種類及び数量
- (2) 第13条第1項第1号の標識及び郵便料金表並びにゆうパック約款及び運賃料金表の掲示
- (3) 買受郵便切手類等の別記3に定める事項についての記録
- (4) 前三号に掲げるもののほか、委託業務の適切な実施のために当社が講ずる措置その他必要な事項
- 2 受託者は、前項の指示があったときは、これに従わなければならない。

(協力事項)

- 第18条 受託者は、次の各号に掲げる事項について当社に対し協力するものとする。
- (1) ポスターその他の委託業務に関する周知用物品の委託業務を実施する施設における掲示又は備置き
- (2) 委託業務を実施する施設の付近に設置されている郵便差出箱に異常があり、利用が困難な状態を発見した場合における応急措置及び契約郵便局等への通報

(受託者の死亡に伴う委託契約の失効等)

- 第19条 受託者(法人を除く。以下この条において同じ。)が死亡した場合には、委託契約は、その効力を失う。
- 2 当社は、受託者の死亡により、第34条又は第35条の規定に基づく手数料の支払ができない場合において、死亡した受託者の相続人(以下単に「相続人」という。)から書面による請求があったときは、当該手数料を当該相続人に支払うものとする。この場合において、第37条の規定は、適用しない。
- 3 当社は、受託者の死亡した日の翌日から起算して90日以内に限り、相続人から書面による請求があった場合には、当該受託者に係る買受郵便切手類等のうち残存するものを買い戻すものとする。この場合においては、第28条第2項及び第3項の規定を準用する。
- 4 前二項の書面は、相続人において、次の各号に掲げる事項を記載し、又は別に記載して添付し、相続人であることを証明する書類その他当社が必要と認める書類を添えて、死亡した受託者に係る契約郵便局等に提出するものとする。
- (1) 死亡した受託者との関係
- (2) その他当社が必要と認める事項

第3章 暴力団等の排除及び契約の解除 (暴力団等の排除等)

- 第20条 受託者は、自己若しくは自己の役員等(役員、実質的に経営権を有する者、使用人その他の従業者をいう。以下この条において同じ。)又は自己の委託先(委託が数次にわたるときは、そのすべてを含む。第3項及び第4項において同じ。)若しくはその役員等が次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当し

ないことを確約する。

- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下この項において「暴力団等」という。）であること。
 - (2) 暴力団等が経営を支配し、又は経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団等を利用していると認められる関係を有すること。
 - (4) 暴力団等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - (5) 暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- 2 前項第1号の規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- (1) 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
 - (2) 暴力団員 暴力団の構成員をいう。
 - (3) 暴力団準構成員 暴力団又は暴力団員の一定の統制の下にあって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがある者又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力する者のうち暴力団員以外のものをいう。
 - (4) 暴力団関係企業 暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員若しくは元暴力団員が実質的に経営する企業であって暴力団に資金提供を行うなど暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し、若しくは関与するもの又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持若しくは運営に協力している企業をいう。
 - (5) 総会屋等 総会屋、会社ゴロ等企业等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。
 - (6) 社会運動等標ぼうゴロ 社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。
 - (7) 特殊知能暴力集団等 第1号から前号までに掲げる者以外のものであって、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人をいう。
- 3 受託者は、自己若しくは自己の役員等又は自己の委託先若しくはその役員等が、自ら又は第三者を利用して、次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約する。
- (1) 暴力的な要求行為又は法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (2) 委託契約に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (3) 風説を流布し、又は偽計若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為
 - (4) その他前各号に掲げる行為に準ずる行為
- 4 当社は、受託者又は受託者の役員等が、第1項各号のいずれかに該当し、若しくは同項の規定に基づく表明若しくは確約に関して虚偽の申告をし、又は前項各号のいずれかに該当する行為をしたことが判明した場合には、受託者に対して何らの催告をすることなく、委託契約の全部又は一部を解除することができる。この場合において、当社は、委託契約の解除により生じた受託者の損害等の賠償等をしなない。

(契約の解除)

- 第21条 当社は、次の各号に掲げる場合には、受託者に対し何らの催告をすることなく、委託契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、第1号に掲げる場合については、受託者の故意又は重大な過失の有無その他の事情を勘案し、次項の規定によることを妨げない。
- (1) 受託者が次のいずれかに該当すると認められる場合
 - ア 第8条の規定に違反して、委託業務の全部又は一部を第三者に委託したとき。
 - イ 第14条第1項、第2項、第3項又は第4項の規定に違反して、次のいずれかに該当する行為をしたとき。
 - (7) 第14条第1項各号に定める施設を設けず、又は廃止する行為その他当該施設を設ける義務の不履行
 - (4) 通信販売、訪問販売、移動販売その他の郵便切手類販売所又は印紙売りさばき所（第15条第1項の承認を受けて第3条第1項第1号又は第2号に掲げる業務を実施する施設を含む。以下「販売所等」という。）における対面によらない郵便切手類の販売又は印紙の売りさばき
 - (9) 徒歩又は車両による集荷その他のゆうパック取扱所（第15条第1項の承認を受けて第3条第1項第4号に掲げる業務を実施する施設を含む。以下同じ。）における対面によらないゆうパックの引受け
 - (5) 第14条第1項各号に掲げる業務又は同条第2項の規定による業務（これらの業務に付随する業務を含む。）の同条第1項各号に定める施設を設ける場所以外の場所における実施
 - (6) 第14条第4項の規定に基づく郵便料金表又はゆうパック約款若しくは運賃料金表を掲示する義務の不履行
 - ウ 第17条第2項の規定に違反して、同条第1項の指示に従わなかったとき。
 - エ 次条第1項又は第2項の規定に違反して、次のいずれかに該当する行為をしたとき。
 - (7) 次条第1項第1号に定める郵便切手類及び印紙を常備する義務の不履行（専ら同号に定める郵便切手類を販売し、又は専ら同号に定める印紙を売りさばく行為を含む。）
 - (4) 次条第1項第2号又は第3号に定める印紙を常備する義務の不履行
 - (9) 次条第1項各号に定める郵便切手類又は印紙を、定価で公平に販売し、又は売りさばく義務の不履行
 - (5) 買受郵便切手類等への印刷、筆記その他の加工
 - (6) 買受郵便切手類等を自己の用（第三者のために行う納付、申請その他手続又は印刷その他の用を含む。）に供し、又は不当に特定の者の用に供する行為
 - (8) 次条第2項に規定する郵便切手類販売所又は印紙売りさばき所における同項各号に掲げる印紙の売りさばき
 - オ 第29条第1項又は第4項の規定に違反して、次のいずれかに該当する行為をしたとき。
 - (7) ゆうパック約款及び運賃料金表の規定並びに委託契約の規定によらないゆうパックの引受け
 - (4) 自己からのゆうパックの引受け又は不当な特定の者からのゆうパックの引受け
 - (9) 第29条第4項本文に規定する郵便切手の代金への同条第1項後段の現金の充当
 - カ 第30条第1項の規定に違反して、現金で受領した運賃等（運賃料金表に規定する運賃及び料金をいう。以下同じ。）の全部又は一部に代えて、自己又は第三者が保有する郵便切手を引き渡したとき。
 - キ 第39条第3項、第4項又は第5項の規定に違反して、次のいずれかに該当する行為をしたとき。
 - (7) 第39条第1項、第4項若しくは第5項の報告に

応じず、又は虚偽若しくは著しく不正確な報告をしたとき。

(イ) 第 39 条第 2 項の検査に応じなかったとき。

ク アからキまでに掲げるときのほか、法若しくは法に基づく命令の規定、印紙法若しくは印紙法に基づく命令の規定その他関係法令の規定又は委託契約に違反したとき。

(2) 受託者に次のいずれかに該当する事情が生じたと認められる場合

ア 第 23 条第 4 項又は第 24 条第 1 項の規定に基づき受託者の提出した小切手が不渡りとなったとき。

イ 会社更生、民事再生若しくは特別清算の開始又は破産の申立てがあったとき。

ウ 差押え、仮差押え、仮処分若しくは租税滞納処分を受け、又は競売若しくは強制執行の申立てを受けたときその他委託契約により生じた当社に対する金銭債務を履行できないおそれがあるとき。

エ 成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人となり、又は住所若しくは居所が不明になったとき。

オ アからエまでに掲げるときのほか、委託業務の実施に必要な資金又は信用を有しなくなったとき。

カ 営利を目的としない法人でなくなったとき(第 3 条第 2 項又は第 3 項に規定する受託者に限る。)

キ 自動車検査登録印紙売りさばき所を設ける者でなくなったとき(第 3 条第 3 項に規定する受託者に限る。)

ク 3 か月連続して第 23 条又は第 24 条の規定による郵便切手類及び印紙(次条第 1 項第 2 号又は第 3 号に掲げる受託者にあつては、当該各号に定める印紙)の買受けをしなかったとき。

ケ 6 か月連続して第 3 条第 1 項第 4 号に掲げる業務の履行実績がなかったとき。

(3) 当社が、官公庁の命令又は行政処分により、委託契約を終了し、又は運送業務を中止する場合

2 当社は、受託者が委託契約に違反し、当社から催告を受けてもなお相当の期間内に違反を是正しなかったときは、委託契約の全部又は一部を解除することができる。

3 前二項の規定により委託契約を解除した場合において、当社は、これにより生じた受託者の損害等の賠償等を行ない。

4 受託者は、第 1 項(第 3 号を除く。)又は第 2 項の規定によりこの契約が解除された場合には、期限の利益の一切を喪失し、当社に対する債務の全部を直ちに履行しなければならない。前条第 4 項の規定により委託契約が解除された場合も、同様とする。

5 受託者は、第 1 項第 1 号又は第 2 項の規定により委託契約が解除された場合には、第 28 条第 1 項の規定による請求をすることができないものとする。前条第 4 項の規定により委託契約が解除された場合も、同様とする。

第 4 章 郵便切手類の販売等

(販売及び売りさばき)

第 22 条 次の各号に掲げる受託者は、当該各号に定める郵便切手類等について、販売所等における一般の需要を満たすに足りる種類及び数量を常備し、かつ、定価で公平に、販売し、又は売りさばかなければならない。

(1) 受託者のうち、法第 2 条第 1 項に規定する郵便切手類販売者 郵便切手類及び印紙

(2) 第 3 条第 2 項に規定する受託者 印紙

(3) 第 3 条第 3 項に規定する受託者 自動車重量税印紙

2 前項の規定に基づき、前項第 1 号に掲げる者は、85 円切手、110 円切手、140 円切手、通常葉書及び 200 円収入印紙を常備しなければならない。

3 受託者は、次の各号に掲げる印紙を、当該各号に掲げる規定による総務大臣の指定を受けていない郵便切手類販売所又は印紙売りさばき所において売りさばいてはなら

ない。

(1) 自動車重量税印紙 印紙法第 3 条第 1 項第 4 号

(2) 特許印紙 印紙法第 3 条第 1 項第 5 号

(郵便切手類等の買受け)

第 23 条 受託者(第 3 条第 1 項第 1 号、第 2 号又は第 3 号に掲げる委託業務を受託した者に限る。以下この章において同じ。)は、委託業務において販売し、又は売りさばく郵便切手類等を契約郵便局等が指定する郵便局その他の当社の事業所(以下「買受郵便局等」という。)において買受けするものとする。ただし、別段の定めがある場合は、この限りでない。

2 当社は、前項の規定による買受けの際に受託者が買受郵便局等に提出すべき書面(以下「売渡請求書」という。)を受託者に交付するものとする。

3 受託者は、前項の規定により交付された売渡請求書を厳重に保管するものとし、第三者に譲渡し、又は使用させてはならない。

4 受託者は、第 1 項の規定により郵便切手類等を買受けようとするときは、当該郵便切手類等の種類、数量その他の所要事項を記載した売渡請求書に買受けする郵便切手類等の価額に相当する現金又は小切手(当社が指定するものに限る。)を添えて、買受郵便局等に提出するものとする。ただし、別段の定めがある場合は、この限りでない。

5 受託者は、買受郵便切手類等を買受郵便局等において受領するものとする。ただし、別段の定めがある場合は、この限りでない。

6 前項本文の場合において、当社は、受託者に売渡証明書(第 4 項本文の規定による買受けをしたことを証する書面をいう。以下この項及び次条第 1 項において同じ。)を交付する。この場合において、受託者は、当該買受けに関して、領収書その他の売渡証明書以外の書面の交付を請求できないものとする。

7 第 5 項本文の場合において、当社は、受託者に物品受領書(買受郵便切手類等の種類、数量その他の所要事項を記載した書面をいう。以下この条及び次条第 1 項において同じ。)を交付する。この場合において、受託者は、物品受領書の記載に相違がないことを確認したときは、買受郵便切手類等の受領の証印又は署名をして返付するものとする。

8 第 4 項本文、第 5 項本文及び前二項の規定による郵便切手類等の買受けにおいて、受託者以外の者が売渡請求書を買受郵便局等に提出した場合には、その者を受託者とみなしてこれらの規定を適用する。この場合において、当該買受けに関する責任の一切は受託者に帰するものとし、当社は、何ら責任を負わないものとする。

9 第 1 項の規定にかかわらず、第 3 条第 1 項に規定する受託者のうち、第 4 項の規定により買受けする郵便切手類等の各月ごとの金額が 1,000 万円を超えると見込まれるもの並びに第 3 条第 2 項及び第 3 項に規定する受託者に係る買受郵便局等は、契約郵便局等とする。

10 当社は、必要と認める場合には、買受郵便局等を変更することがあるものとする。この場合において、契約郵便局等は、あらかじめ受託者にその旨を通知する。

(郵便切手類等の買受けの特例)

第 24 条 当社が交通困難であると認めた離島、山間部その他これらに類する地域に郵便切手類販売所を設置している受託者は、当社の承認を受けた場合には、前条第 4 項の規定による買受けに代えて、売渡請求書及び同項の現金又は小切手(第 38 条において「売渡請求書等」という。)を当社の使用人その他の従業者に提出することにより、郵便切手類等を買受けすることができる。この場合において、当社は、自ら費用を負担して郵便切手類等並びに売渡証明書及び物品受領書を受託者に送付する。

2 前条第 6 項後段、第 7 項後段及び第 8 項の規定は、前項の規定による買受けについて、準用する。この場合におい

て、同条第7項後段中「返付する」とあるのは「当社の指示に従い、返付する」と、同条第8項中「第4項本文、第5項本文及び前二項の規定」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

- 3 当社は、第1項の受託者が次の各号のいずれかに該当し、かつ、契約郵便局等の業務に支障がない場合に限り、同項の承認をするものとする。
 - (1) 前条第4項の規定による買受けに用いるべき車両その他の移動手段の確保が著しく困難な者
 - (2) その他前条第4項の規定による買受けに著しい困難を伴うと当社が認めた者
- 4 受託者が第1項の承認を受けようとするときは、同項の規定による買受けを開始しようとする日の30日前までに、当社の指定する事項を記載した書面を契約郵便局等に提出するものとする。
- 5 第1項の規定による買受けについては、受託者は、次の各号の規定に従わなければならない。
 - (1) 買受けを一週間に2回以上行わないこと。
 - (2) 1回の買受価額を50万円以下とすること。
 - (3) 郵便切手類等をシート又は封包その他契約郵便局等が指定する数量単位により買い受けること。
 - (4) 現金書留により買受代金を支払うこと。
- 6 第1項の規定による買受けに係る買受郵便局等は、契約郵便局等とする。

(瑕疵ある郵便切手類等の交換)

- 第25条 受託者は、買受郵便切手類等に瑕疵を発見した場合は、その交換を買受郵便局等に請求しなければならない。この場合において、買受郵便局等は、次の各号に掲げる買受郵便切手類等の区分に従い、当該各号に定める郵便切手類等との交換に応ずるものとする。
- (1) 郵便切手類 当該郵便切手類と等価の郵便切手類
 - (2) 印紙 当該印紙と種類及び券種が同一の印紙
 - (3) 販売品 当該販売品と等価の販売品

(販売等に適さない郵便切手類等の交換)

- 第26条 受託者は、買受郵便切手類等のうち次の各号に掲げるものを買受郵便局等に提出し、他の郵便切手類等との交換を請求することができる。
- (1) 経年劣化により販売又は売りさばきに適さなくなつたと認められるもの
 - (2) 受託者の故意又は重大な過失によらないで汚染し、又は毀損したもの（使用した形跡のあるもの及び一部が滅失したものを除く。）
- 2 当社が受託者による販売又は売りさばきを中止する郵便切手類等の種類及び当該郵便切手類等につき他の郵便切手類等との交換をする期間を受託者に通知したときは、受託者は、当該期間内に、買受郵便局等に当該買受郵便切手類等を提出し、他の郵便切手類等との交換を請求するものとする。
 - 3 受託者は、前二項の規定による請求をするときは、提出する買受郵便切手類等にその種類及び数量並びに交換により受領しようとする郵便切手類等の種類を記載した書面を添えるものとする。この場合において、第1項第2号に掲げるものに係る請求にあっては、提出する買受郵便切手類等が汚染し、又は毀損した状況等を当該書面に記載するものとする。
 - 4 前条後段の規定は、第1項又は第2項の請求があった場合について準用する。この場合において、当該請求が第2項の規定により他の印紙との交換を請求するものであるときは、同条第二号中「種類及び券種」とあるのは、「種類」と読み替えるものとする。
 - 5 受託者は、前条又は第1項若しくは第2項の規定による場合を除き、買受郵便切手類等の交換を請求することができないものとする。

(郵便切手類等の亡失等)

- 第27条 当社は、受託者が買受郵便切手類等を亡失し、汚染し、又は毀損した場合、新たな交付を行わないものとする。
- 2 前項の規定は、前条第1項及び第2項の規定による交換を妨げない。

(郵便切手類等の買戻し)

- 第28条 第3条第1項第1号、第2号又は第3号に掲げる委託業務に係る委託契約が終了した場合には、受託者は、その終了の日の翌日から起算して90日以内に限り、買受郵便切手類等のうち残存するものの買戻しを、当社所定の書面を契約郵便局等に提出することにより、請求することができる。
- 2 前項の請求は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日以外の日（以下「営業日」という。）であつて各月の最後の7営業日以外の日に行わなければならない。
 - 3 当社は、第1項の請求があつた場合には、その請求に係る買受郵便切手類等の価額の100分の99に相当する金額（1円未満の端数があるときは、当該端数を切り上げた金額）を支払うものとする。

第5章 ゆうパックの取扱い等

(ゆうパックの引受け)

- 第29条 受託者は、ゆうパック取扱所において、ゆうパック約款及び運賃料金表の規定により、不特定の第三者（以下「荷送人」という。）からゆうパックを引き受けなければならない。この場合において、受託者は、荷送人からゆうパックを引き受ける場合には、荷送人から現金により運賃等を受領し、荷送人から提出されるゆうパックラベルのうち、ご依頼主控を返却するものとする。
- 2 前項後段の規定にかかわらず、当社は、必要と認めるときは、受託者と協議の上、当社の指示するところにより受託者に運賃等を同項後段に規定する方法以外の方法により収受させ、又は決済させることができるものとする。
 - 3 前二項の規定にかかわらず、運賃着払とするゆうパックを引き受ける場合には、荷送人からの運賃等の受領を要しない。
 - 4 受託者は、第1項の現金を前章の規定により販売すべき郵便切手の代金に充当してはならない。
 - 5 受託者は、ゆうパックを引き受けた際に作成する取扱所控を引き受けた月ごとに取りまとめて厳重に保管し、各月の末日から2か月を経過するごとに、次条第1項のゆうパックを取り集める者（以下「取集担当者」という。）に提出し、又は細断、煮潰しその他の復元できない方法により廃棄するものとする。
 - 6 受託者は、取扱中のゆうパックを第三者から見られることのないよう努めるとともに、第三者に触れさせないものとする。

(当社へのゆうパックの引渡し)

- 第30条 受託者は、取集担当者が提示する社員証その他の資料により当社の指定する取集担当者であることを確認の上、当該取集担当者に前条の規定により引き受けたゆうパック（以下「取扱ゆうパック」という。）を引き渡すものとする。この場合において、受託者は、当該取扱ゆうパックに係る運賃等（以下「収納運賃等」という。）を併せて当該取集担当者に引き渡すものとする。
- 2 受託者は、前項の規定による引渡しの際、必ず取集担当者の立会いの下、取扱ゆうパックの外装その他の態様に異状がないかを確認しなければならない。
 - 3 当社は、天災地変等やむを得ない事由がある場合を除き、取扱ゆうパックについて1日1回第1項の規定による引渡しを受けるものとする。ただし、当社と受託者との協議の上、別段の定めをすることを妨げない。

4 受託者は、第1項後段の規定により取集担当者に引き渡すべき収納運賃等について、あらかじめ当社の承認を得た場合に限り、同項の規定にかかわらず、当社の指示するところにより、一定期間分を取りまとめて当社の指定する期限までに支払うことができる。

(事故発生時及び非常災害時の対応)

第31条 受託者は、取扱ゆうパックについて滅失、き損、遅延等の事故が発生した場合には、直ちにその旨を当社に連絡し、その指示に従わなければならない。

2 受託者は、非常災害その他の事由により取扱ゆうパックを安全に保管することができないおそれがある場合には、直ちにその旨を当社に連絡し、その指示に従わなければならない。

3 前二項の規定による当社の指示に従ったことにより受託者が特別の費用を要した場合には、受託者の責めに帰すべき事由によるものを除き、当社は当該特別の費用を受託者に支払うものとする。

(問い合わせ等)

第32条 委託業務に関して荷送人より問い合わせ等があった場合には、その内容が当社の取扱いに係るものである場合は当社の責任において、受託者の取扱いに係るものである場合は受託者の責任において、それぞれ対処するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、当社及び受託者が相互に協力して迅速に対処するものとする。

(ゆうパックの取扱いに関する損害賠償)

第33条 受託者は、故意又は過失により、取扱ゆうパックの全部又は一部を毀損し、亡失し、若しくはその運送を遅延させ、又は委託契約による取扱いを行わなかった場合には、これにより当社に生じた一切の損害を賠償する。

第6章 手数料

(販売等手数料)

第34条 当社は、第3条第1項に掲げる委託業務(同項第4号に掲げるもの及びこれに付随するものを除く。)の適切な実施の対価として、第10条第1項第5号の金融機関口座に振り込む方法により、受託者に販売等手数料を支払うものとする。この場合において、振込みに係る手数料は、当社が負担する。

2 販売等手数料は、第23条又は第24条の規定により受託者が買い受けた郵便切手類等の各月ごとの金額につき、別記1に掲げる区分に応じ、それぞれ定める割合を乗じて得た金額の合計額とする。

3 当社は、前項の規定により算出した販売等手数料に所要の消費税及び地方消費税を加算した金額を同項の買受けのあった各月の翌月末までに支払うものとする。

(ゆうパック取扱手数料)

第35条 当社は、第3条第1項第4号に掲げる業務及びこれに付随する業務の適切な実施の対価として、第10条第1項第5号の金融機関口座に振り込む方法により、受託者にゆうパック取扱手数料を支払うものとする。この場合において、振込みに係る手数料は、当社が負担する。

2 ゆうパック取扱手数料は、第30条第1項の規定により当社が引渡しを受けた取扱ゆうパック1個につき別記2に掲げる金額に所要の消費税及び地方消費税を加算した金額とする。

3 当社は、前項の引渡しのあった各月ごとに、同項の規定により算出したゆうパック取扱手数料を取りまとめ、同項の引渡しのあった各月の翌月末までに支払うものとする。

(手数料の相殺)

第36条 当社は、第30条第4項の規定により受託者が当社

に支払うべき収納運賃等と第34条又は前条の規定により支払うべき販売等手数料又はゆうパック取扱手数料とを相殺することができる。

2 当社は、第34条の規定にかかわらず、第23条の規定による買受けの際に、受託者が現に買い受ける郵便切手類等の金額につき第34条第2項の規定により算出した販売等手数料に所要の消費税及び地方消費税を加算した金額と第23条第4項の現金とを相殺することができる。

3 当社は、前条の規定にかかわらず、第30条第1項の規定による取扱ゆうパックの引渡しの際に、当該取扱ゆうパックにつき前条第2項の規定により算出したゆうパック取扱手数料に所要の消費税及び地方消費税を加算した金額と当該取扱ゆうパックの収納運賃等とを相殺することができる。

4 前三項の規定は、当社が、支障が生じないと認めた場合に限り、適用する。

(延滞利息)

第37条 当社が第34条又は第35条の規定により支払うべき手数料を支払期日までに支払わなかった場合には、支払期日の翌日から支払をする日までの日数(受託者の責に帰すべき事由により手数料の受領が遅滞した日数及び天災地変等やむを得ない事由により支払が遅滞した日数を除く。)について、これらの規定により支払うべき金額に対して年6パーセントの割合(閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。)を乗じて計算した金額を、受託者の請求により延滞利息として支払うものとする。

2 前項の場合において、受託者は、当社が同項に規定する手数料を支払った日の翌日から起算して30日以内に、同項に規定する延滞利息の請求をしなかった場合は、当該延滞利息に係る債権を放棄したものとみなす。

第7章 雑則

(売渡請求書等の提出及び販売等手数料の受領の委託)

第38条 受託者(第3条第1項第1号、第2号又は第3号に掲げる業務を実施するものに限る。以下この条及び次条第4項において同じ。)は、自己以外の一の受託者(以下この条において「代理受託者」という。)に、売渡請求書等の提出及び販売等手数料の受領を委託して行うことができる。ただし、あらかじめ当社の承認を受けた場合に限り。

2 前項ただし書の承認を受けようとする受託者は、代理受託者に次の各号に掲げる事項その他当社の指定する事項を記載した書面を作成させ、自己が当該代理受託者に売渡請求書等の提出及び販売等手数料の受領を委託したことを証明する書類とともに、当該代理受託者に係る契約郵便局等に提出させるものとする。

- (1) 受託者及び代理受託者の氏名及び住所又は居所
- (2) 代理受託者に係る販売等手数料の振込先金融機関口座
- (3) 代理受託者による売渡請求書等の提出の開始を希望する日

3 前項の書面及び書類は、同項第3号に掲げる日の60日前までに提出しなければならない。

4 当社は、委託業務の実施上、合理的事由があり、かつ、支障を生じないと認めるときに限り、第1項ただし書の承認をするものとする。

5 当社は、前項の合理的事由が消滅し、又は同項の支障が生ずると認めるときは、第1項ただし書の承認を取り消すことができるものとする。

6 当社は、第1項ただし書の承認をした場合には、当該承認を受けた受託者(以下この条において「本人受託者」という。)に係る買受郵便切手類等をその代理受託者に交付し、本人受託者に係る販売等手数料を第2項第2号の金融機関口座に振り込むものとする。ただし、買受郵便切手類等については、当社の定めるところにより、本人受託者に交付することができるものとする。

7 本人受託者は、第1項本文の委託を中止しようとするときは、60日前までに、その旨並びに自己及び代理受託者の氏名及び住所又は居所その他契約郵便局等の指示する事項を記載した書面を第2項の契約郵便局等に提出しなければならない。

(報告等)

第39条 当社は、必要に応じ、受託者から委託業務の状況等を報告させることができるものとする。

2 当社は、必要に応じ、委託業務を実施する施設その他の場所において、委託業務の実施状況に関する帳簿、書類その他の物件の検査をすることができるものとする。

3 受託者は、第1項の報告又は前項の検査を当社から求められたときは、正当な理由がない限り、応じなければならない。

4 受託者は、当社からの指示がある場合には、指定された月の末日現在の郵便切手類等の保管在庫数量を、翌月3日までに、当社に報告しなければならない。

5 受託者は、当社からの指示がある場合には、指定された月の別記3に定める事項を当社に報告しなければならない。

6 受託者は委託業務を実施する施設での工事等又は災害等により、委託業務の実施を1か月以上休業する場合は、速やかに当社に報告しなければならない。

(端数計算)

第40条 当社又は受託者が委託契約に関して相手方に支払うべき金銭の額の計算において、計算結果に1円未満の端数が生じたときは、別段の定めがない限り、当該端数を切り捨てるものとする。

(日数に関する取扱い)

第41条 本規約中の日による期間の定め(第12条第1項を除く。)の委託契約への適用については、期間の末日が営業日に当たらないときは、別段の定めがない限り、その翌日以降の最初の営業日をその期間の末日とする。

(紛争の解決)

第42条 委託契約の履行に関し、当社と受託者との間で疑義又は争いが生じたときは、双方協議して解決するものとする。

2 委託契約に関して、万一、訴訟の必要が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。ただし、訴訟の際に、当社と受託者との協議の上、東京地方裁判所以外の地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることを妨げない。

附 則 (26-日郵営第233号(平成27年1月29日))
この規約は、2015年5月1日から実施する。

附 則 (2017-日郵営2(2017.4.12))
この改正規約は、2017年5月15日から実施する。

附 則 (2020-日郵営0394(2020.9.17))
この改正規約は、2021年4月1日から実施する。

附 則 (2024-日郵営0259(2024.8.28))
この改正規約は、2024年10月1日から実施する。

別記1

第34条第2項関係

区分	割合
20万円以下の金額	100分の10
20万円を超え30万円以下の金額	100分の8
30万円を超え50万円以下の金額	100分の5
50万円を超え100万円以下の金額	100分の1.5
100万円を超え150万円以下の金額	100分の1
150万円を超え300万円以下の金額	100分の0.6
300万円を超える金額	100分の0.5

別記2

第35条第2項関係

100円(消費税及び地方消費税を除く。)

別記3

第17条第1項(3)及び第39条第5項関係

- 日毎の販売又は売りさばきに係る件数、種類別の数量及び合計金額
- 1回の販売額又は売りさばき額が5万円以上の販売又は売りさばきに係る相手先の名称、種類別の数量及び合計金額
- 前二号に掲げるもののほか、当社が必要と認める事項